

禁止物質管理基準表

HP掲載

2017年5月30日現在版

	管理対象化学物質等	管理基準（許容含有量）	
1	カドミウム(Cd)及びその化合物	0.01wt% 未満	
2	六価クロム(Cr ⁺⁶)化合物	0.1wt% 未満	
3	鉛(Pb)及びその化合物	0.1wt% 未満	
4	水銀(Hg)及びその化合物	0.1wt% 未満	
5	【上記4物質(1~4)について包装材の場合】 Cd、Cr ⁺⁶ 、Pb、Hgの合計	0.01wt% 未満	
6	PBB類	0.1wt% 未満	
7	PBDE類	0.1wt% 未満	
8	DEHP(フタル酸ジ-2-エチルヘキシル)	0.1wt% 未満	
9	BBP(フタル酸ブチルベンジル)	0.1wt% 未満	
10	DBP(フタル酸ジ-n-ブチル)	0.1wt% 未満	
11	DIBP(フタル酸ジイソブチル)	0.1wt% 未満	
12	TBT類(トリブチルすず化合物)	意図的添加禁止	0.1wt% 未満
13	TPT類(トリフェニルすず化合物)		
14	TBTO(トリブチルすず=オキシド)		
15	塩化パラフィン(短鎖)		
16	PCB類(ポリ塩化ビフェニル類)		0.005wt% 未満
17	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上のもの)		0.1wt% 未満
18	アスベスト類		0.1wt% 未満
19	特定アゾ化合物		特定アミンの発生量が30ppm 未満
20	【下記のオゾン層破壊物質】 四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、 ハロン、CFC、HBFC、ブロモクロロメタン		(各)0.1wt% 未満
21	放射性物質		放射線濃度 74Bq/g 未満の放射性物質(対象核種)

【本表運用上のご注意】

- ① 意図的添加禁止欄(12~20)は、定性的管理基準とするものですが、併記する数値は、本表の運用上、問題が生じた場合判断の指針として使用することを目的としております。
- ② 本表に記載のないものであっても、法的または弊社の詳細基準に従って、使用を制限または禁止する場合があります。
- ③ 本表の対象(許容含有量を含みます)であっても、特定用途に限り、制限を除外することがあります。
- ④ 詳細事項や初物、お取り引き上の疑義等につきましては、担当部署(管理部)にご相談ください。

京都市山科区西野山中臣町20番地
 福田金属箔粉工業株式会社
 管理部 品質保証部